財　第　１０５　号
令和８年１１月１３日

各部（局）長
教育長
警察本部長
公営企業管理者　殿

総務部長

令和９年度予算の編成について（依命通達）

令和９年度は、「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」（以下「第４次プラン」という。）の基本目標である「生き活き岡山」の実現に向け、４つの重点戦略等に基づく施策、特に喫緊の課題である人口減少問題への対応などに、市町村等とも一層連携を図りながら、着実に取り組むことで、好循環の流れをさらに力強いものにし、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とすることを基本方針とする。

一方で、本県の財政状況は、近年の給与所得・雇用環境の改善等を受け、個人県民税をはじめ、税収が増加傾向にあるものの、社会保障関係費の累増、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高による行政運営コストの増加、金利上昇等による公債費の増加などにより厳しい状況が続いている。さらに、今後は、激甚化・頻発化する自然災害等の不測の事態への対応なども想定する必要があるほか、中東情勢の影響や国の税制の動向などにより不透明感が高まっており、予断を許さない状況にある。今後も、これまでの行革の成果を維持するとともに、コスト意識を徹底し、不断の改革・改善に取り組み、経費支出の効率化や、県税をはじめとした歳入確保に努めるなど、持続可能な財政運営を行う必要がある。

このような厳しい財政状況に鑑み、国の財源措置の積極的な活用等により、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の補正予算に対応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、投資的経費のうち、補助公共事業の内示落ちについては、防災・減災対策の推進の観点から、内示落ちに係る地方負担額のうち、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

以上のような基本認識を踏まえ、令和９年度予算編成については、次の事項に留意の上、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1　全般的事項

(1) 「岡山県行財政経営指針【令和７年３月版】」を踏まえた予算要求を行うこと。

(2) 第４次プランに掲げる「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」、「夢を育む教育県岡山の推進」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の４つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策や喫緊の課題である人口減少問題へ対応するための施策、特に少子化対策、女性や若者の還流・定着対策、人手不足対策・人口減少から生じる諸課題への対策、地域産業の成長につながる対策については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分する。

　このため、予算要求に当たっては、別紙「令和９年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、優先順位を付け、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを図りながら取り組むこと。

(3) 社会情勢の変化はもとより、他県の取組、民間や市町村との役割分担・連携等を考慮した上で、事業の効果や必要性、手法を十分に検証し、より費用対効果の高い事業への見直しや事業の廃止などを各部局において積極的に検討すること。

(4) 国の「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」において、補正予算依存からの脱却及び恒常的な施策の当初予算化の方向性が示されたこと（以下「国の予算編成の変更」という。）を踏まえ、これまで補正予算で対応してきた事業についても、当初予算において対応が必要なものは適切に要求に反映させること。

(5) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、それぞれの関連施策・事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。

(6) 事業選択に当たっては、民間や市町村との役割分担に留意し、広域自治体たる県としての役割を踏まえ、県の戦略に沿ったものに重点化すること。特に、市町村等と県がともに取組を進めることで、効果的・効率的な課題解決につながる分野については、それぞれの役割を明確化した上で、緊密に連携すること。

(7) 物価・賃金上昇などを踏まえ、さらなる効率化の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算を行うなど、官公需における適切な価格転嫁に向けて取り組むこと。

(8) 科学的根拠を参照しながら、目標達成に至るまでの因果関係を整理するなど論理的に施策を企画・立案するよう努めること。また、正確な需要予測や費用推計を基に分析を行うとともに、様々な施策において、それぞれの目的の達成に最適な事業を選択すること。

(9) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、適切なタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。

(10)受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきもの等については、事業の制度設計の際に留意すること。
(11)さらなる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
(12)国の動向など、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
(13)今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、あらためて通知することも考えられるので留意すること。

2　歳入に関する事項

(1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正、過去の実績等に留意しながら、的確な収入見込額を算定すること。
　また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え・公売・取立の迅速化など、滞納整理を積極的に行っていくこと。
(2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
(3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、元利償還金に対する交付税措置のある県債の活用により、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額を確保すること。
(4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の必要性・緊急性・効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。また、事業の推進に当たり、配分額等が十分でない場合は、国に対する要望を積極的に行い、必要額の確保に努めること。
(5) 使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の見直しを図ること。
(6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等の在り方を検討し、保有する意義の少ないものは積極的に売却するとともに、貸付けなど、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
(7) 分担金・負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
(8) 寄附金については、ふるさと納税制度のさらなる普及啓発を図るとともに、おかやま創生の実現に向けた施策・事業への企業版ふるさと納税制度の積極的な活用に努めること。
(9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進など積極的に収入の確保に努めるとともに、的確な見積もりを行うこと。
(10)県税以外の滞納債権については、一層の縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、法的手段を活用しながら回収を進めることとした上で、的確な見積もりを行うこと。

(11)事業実施のための新たな寄附金の獲得や広告事業収入など、部局独自に新たな歳入確保対策に取り組むことにより、一定の効果が認められる場合には、財政当局と協議の上、効果額を要求上限に加算する。

3　歳出に関する事項

(1)「岡山県行財政経営指針【令和７年３月版】」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

ア　義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

イ　一般行政経費

別紙「令和９年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

・　事業費について、単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限の所要額での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和８年度当初予算額に、物価・賃金上昇の影響を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、安易にシーリングを一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行うこと。この趣旨に沿って事業の廃止等に取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

また、要求上限にかかわらず、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要がある事業で、財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

・　運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や契約方法の見直し、さらなる経費節減の徹底等により、事業費ベースで令和８年度当初予算額に、物価・賃金上昇の影響を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要があるもの並びに個別管理事業及び行革の推進に資するもの

等で財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとし、その他修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ　投資的経費

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策、防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進めることとし、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和８年度当初予算額（国庫補助事業を活用して「安全・安心な県土づくり」をさらに推進することの必要性を考慮して加算した額を除く。）に、物価・賃金上昇の影響、及び国庫補助事業を活用して「安全・安心な県土づくり」をさらに推進することの必要性を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、防災・減災対策の推進の観点から、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく事業及び岡山市・玉野市林野火災跡地の復旧のための治山事業等、また、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要がある事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

維持修繕経費は、要求上限の範囲で、地方負担額ベースで令和８年度当初予算額の１１０％までの要求を認めることとし、充当する特定財源（使用料・手数料）の総額は令和８年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（水島警察署建替整備、新設岡山盲・聾学校新校舎等整備、岡山桃太郎空港機能強化事業）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。

また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意の上、要求を行うこと。

ア　義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

・　人件費については、組織体制の見直し、職員数の変動等に応じ必要最小限で見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

・　公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。

・　社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ　一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

・　国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要性・緊急性・効果を十分検討の上、安易に受け入れることなく

真に行政効果があるものに限定すること。

・　補助率の変更等による任意の県費継ぎ足し等は行わないこと。

また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

・　県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。

・　負担金については、特に法的根拠に留意し、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものは廃止・縮減を図ること。

ウ　一般行政経費（運営費）については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、事務関係経費の節減に最大限の努力を払い、必要最小限の要求を行うこと。

また、公共建築物の維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

エ　投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案の上、見積もること。

また、アセットマネジメントの手法により、インフラ施設について、計画的な維持修繕・長寿命化など将来にわたる適切な管理を行い、維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

(3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更・保守・運用など情報化に関する予算要求については、デジタル推進課に協議し、十分調整を行うこと。

(4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき施策及び事務事業を徹底して見直し、改善を加え、適切な要求を行うこと。

4　債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討した上で、真に必要なものに限定すること。

5　特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図った上で一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化・能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図る上からも料金等の適正化を検討すること。